

地域再生基本方針の一部変更について

〔令和3年3月 日
閣議決定案〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

4の5）①b iii）中「地方港湾」を「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾」に改め、「の港湾施設及び」の下に「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する」を加える。

別表を別紙のように改める。

附 則

この閣議決定は、地域再生法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第号）の施行の日から施行する。

別紙

別表（地域再生計画と連動する施策）

(※1) 地域再生計画と連動する方法欄について、「支援要件」は地域再生計画の認定を受けることが支援の要件となる施策、「特別支援」は地域再生計画の認定を受けた場合に採択要件の緩和や補助率のかさ上げなどの特別な支援が受けられる施策、「優先採択」は地域再生計画の認定を受けた場合に優先採択や加算措置などの重点的な支援が受けられる施策、「その他」はその他の方法により連動する施策。

(※2) プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

(※3) 特定政策課題の欄について、地域再生基本方針3の3) 特定政策課題の具体的テーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「6次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法													プログラム分類					特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外団地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー						
まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)	従来の「縦割り」事業のみでは対応しきれない課題に取り組み地方を支援する観点から、事業の実施状況に関する客観的な指標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援するため、予算の範囲内で、交付金を交付する。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
地方創生応援税制(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例)	認定地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対して、課税の特例措置を講ずる。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎										
特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講ずることにより、対象事業の充実に図る。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎					◎		◎	◎	◎					
特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省	◎												◎	◎	◎	◎	◎	◎					
地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	地方において本社機能の強化を行う地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省	◎				◎				◎														
地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	認定市町村が、認定市町村の議会の議決及び公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画を認定したときは、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、都市公園の占用に関する特例措置を講ずる。(※併せて、地域再生計画及び地域来訪者等利便増進活動計画に、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、交付金として交付する措置の内容について記載する必要あり。)	内閣府 国土交通省	◎				◎	◎		◎	◎				◎										
商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業計画を作成したときは、商店街振興組合の設立要件の緩和、中小企業への資金調達面での支援等の特例措置を講ずる。	内閣府 経済産業省	◎				◎				◎														
地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	市町村が、認定地域再生計画に記載された①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項②農用地等の保全及び利用に関する事項について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準、開発許可等の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎				◎	◎		◎	◎					◎	◎		◎	◎					
自家有償旅客運送者による貨物の運送の特例	基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とネットワークを持つ「小さな拠点」を形成する場合に、持続可能な地域公共交通の形成及び物資の流通の確保に資するため、市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とする。	国土交通省	◎									◎					◎								

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法											プログラム分類					特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性化	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外圏地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー				
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業について、協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときは、事業の実施に必要な介護事業者の指定等、事業者による手続の簡素化の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省	◎				◎	◎		◎	◎		◎	◎									
地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された地域住宅団地再生事業について、協議会での協議を経て地域住宅団地再生事業計画を作成し、国土交通大臣等の同意を得て公表したときは、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された建築物の整備方針に適合することをもって建築物の建築等を許可することが可能となる等の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省 国土交通省	◎				◎	◎		◎						◎							
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、協議会での協議を経て既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、農業委員会の同意を得て公表したときは、一定の区域について農業委員会の公示によらずに、移住者が農地の権利を取得する場合における下限面積を引き下げることが可能となる等、手続の円滑化の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎				◎	◎								◎							
地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。	農林水産省	◎														◎	◎					
株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むことができることとする。	内閣府	◎				◎			◎	◎				◎	◎			◎				
構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法、中心市街地活性化法又は地域経済牽引事業促進法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。	内閣府 経済産業省	◎										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁	◎										◎	◎	◎	◎							
地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たっては、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府			◎			◎		◎					◎	◎	◎	◎					
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省		◎											◎								
ふるさと融資の限度額拡大	地方公共団体が（財）地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省		◎				◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業等を支援する過疎地域持続的発展支援事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の継続的な維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部を交付する。	総務省			◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎				
公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく先買い制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省		◎											◎								

